



「住吉村組頭庄屋 山田家と吉野川」

入場
無料

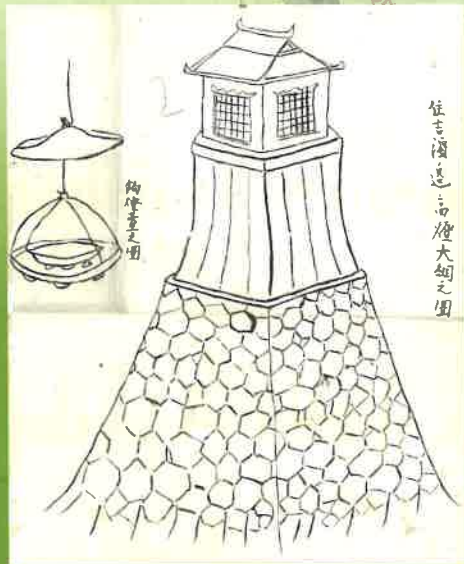
日時

令和3年10月26日(火)～

令和4年1月23日(日)

場所

徳島県立文書館 2階 展示室



展示
解説

担当職員によるやさしい解説

日程／11月3日(水・祝)・12月5日(日)・1月14日(金)

時間／午後1時30分から

会場／文書館2階 講座室・展示室

第63回企画展



文化の森総合公園
徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives

〒770-8070 徳島市八万町向寺山
Tel.088-668-3700/Fax.088-668-7199
<https://archive.bunmori.tokushima.jp>

開館時間

午前9時30分～午後5時

休館日

毎週月曜日・毎月第3木曜日(祝日の場合は翌日)
年末年始(12月29日～1月4日)



ごあいさつ

吉野川は、古来より流域の産物―材木・荏胡麻・藍・煙草・生糸など―の流通を支える舟運の大動脈としての役割を果たしてきており、利水面でも近代以降には麻名用水や吉野川北岸用水などの整備をともしながら豊かな実りの基盤を形作ってきました。また、川漁や渡船業など、吉野川に関わる生業で暮らしを立てていた人々も数多くいました。このように、吉野川が徳島の経済と暮らしを支えてきたといっても過言ではありません。まさしく「母なる川」だったのです。

しかし、その一方で、洪水被害をもたらせたことも少なくありません。堤防が決壊して流域の田畑が冠水し、時には「川成地」となって耕作地が失われることも度々ありました。日頃から防水のために竹林を育て、蛇籠などを用いて築堤に努めていたほか、災禍の都度、流域の人々は暮らしの復旧・復興に立ち上がってきました。

この度の第六十三回企画展「住吉村組頭庄屋山田家と吉野川」では、板野郡住吉村（現藍住町）で組頭庄屋を務めた山田家の文書を中心に、組頭庄屋の仕事ぶりや吉野川と流域の人々の暮らしについて紹介いたします。

山田家は、藩撰地誌「阿波志」の編纂の末端を担ったり、村域を越えた訴訟に関わったりするなど藩との対応にも尽力しています。そして、勧農にも力を注いだほか、地域の安全を守るために吉野川の直流化を提言したり、実際に護岸工事にも関与しています。また、注目できるものに、別宮川河口に高灯笼を設けたことがあります。山田家は水上交通の安全にも傾注していたことが読み取れます。

吉野川と私たちの暮らしは、長年にわたり切り離すことのできない歩みを重ねてきました。今回の企画展がその歴史を学ぶ契機になるとともに、今後の地方創生のヒントを見出す機会になれば幸いです。

末尾ながら、企画展の開催にあたり、貴重な資料をご提供いただきました山田靖仁様をはじめ、ご協力をいただきました関係の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和三年十月二十六日

徳島県立文書館長 石尾 和仁



山田家文書と「芳野川御普請愚考書」

組頭庄屋は、江戸時代前期からある制度で、十ヶ村程度の村を統括し、郡奉行・郡代及び手代の手先として郡部の自治に当たる役職である。特に江戸時代後期には、水害や地震などの災害への対応、逃散や一揆への対処、異国船の来航や大規模な公共工事への対応、調達金の徴収やさまざまな調査など、ひとつの村では対処できない要件が増え、組頭庄屋の職掌は増大していった。地方の統治のためには、第十代藩主重喜および第十一代藩主治昭による改革で誕生した地方官である郡代との綿密な連携が求められた。

住吉村組頭庄屋山田家文書は、典型的な組頭庄屋文書として貴重である。この文書群から宝暦十(一七六〇)年および寛政元(一七八九)年の幕府巡見使通行への対応、寛政三(一七九二)年水害後の対応、寛政五(一七九三)年「阿波志」編纂のための村々の調査、文化元(一八〇四)年に高尾山で行われた鹿狩での差配、文化二(一八〇五)年平島公方阿波国退去時の対処、文政十二(一八二九)年異国船牟岐沖来航後の対処、天保四(一八三三)年煎り海鼠(なまこ)方公儀役人出張への対応、天保八(一八三七)年天保の飢饉対策、嘉永六(一八五三)年秤座秤改め出張への対応、その他多数の、村を越えた訴訟や、勧農普請などに関わっていることが読み取れる。

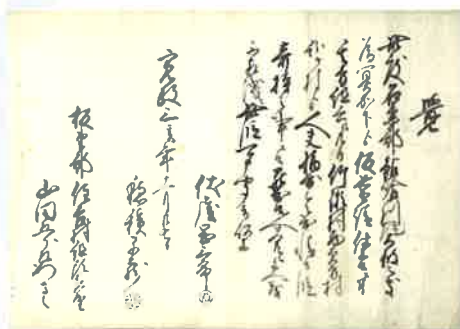
ここでは、広域での対処が必須である大河川、吉野川工事の関係資料を紹介する。寛政三年秋の水害は、普段の水害とは違っていた。鮎喰川の名東堤が切れ、直接徳島の城下に被害をもたらした。鮎喰川名東堤は「蓬庵堤」と呼ばれ、藩政初期に藩祖蜂須賀家政(蓬庵)が、徳島城造営の際に徳島城下を水害から守るため、西名東町に大堤を造営して現在の通り流路を変更したとされている。この名東堤の大破を放置しておくことはできなかったが、莫大な改修費がかかるため、郡奉行たちは手を出しかねていた。そこで手を上げたのが当時土木巧者として知られ、別宮浦にあった伊澤亀三郎、および住吉村の山田半兵衛(山田家の人)であった。彼らは、板野郡・阿波郡で地下の者が人夫・手伝いを行いたいとの風聞を聞き、裁判人となり、半兵衛は徳島城下に詰めて藩との交渉を、伊澤亀三郎は鮎喰川工事場所に詰めて工事の陣頭指揮を執り、翌四年にはその仮工事を完成させてしまう。まさに百姓たちによる吉野川水系河川改修の大きな一歩である。

寛政四(一七九二)年三月には、これも仮工事ながら西分村庄屋永介を中心とした百姓たちによる吉野川改修工事を成功させる。この工事にも、山田半兵衛と伊澤亀三郎は管理者として関与している。

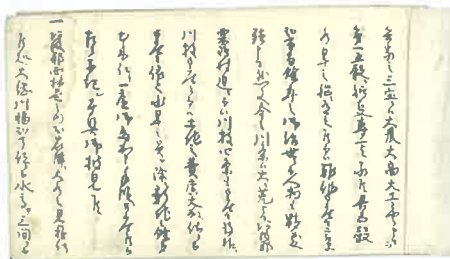
こうした伊澤亀三郎と共に歩んだ河川改修の経験が、山田家に残る大胆な内容を持つ上申書である「芳野川御普請愚考書」の作成に繋がる。この文書には文政七(一八二四)年十一月に度上申し、天保十二(一八四一)年春に再度上申したと書かれている。最初に、水害による損害と、川の分流による土地の無駄を無くし、吉野川流域に住む人々全体で利を得ることを目的として行うべき普請案を述べている。

まず、阿波郡西林村(現阿波市)の岩津口から海辺までまっすぐ東に線を引き六十間づつ榜示(杭)を打つて川の中心とする。また南北二丁半の所に柱を立て、この中を川床とする。これによつてまず川床と人が暮らす土地をはっきりと分ける。その中央に幅十間、深さ四、五尺の溝を掘って水を通せば水によつて川底が掘り返され、自然に川幅五丁深さ二間ほどの川となる。川床を固定して、川縁に竹や柳を植えれば増水時に土砂を溜めて自然堤防を形成するので、水害はほぼ無くなる。旧川床が耕作地となれば広大な新開地を得ることができ、藩にも百姓にも利益となる。このほか、細かくこの普請案を成功に導くための方策を述べている。

非常に単純ではあるが、実際には、工事にかかるまで多くの現実的な課題を処理しなければ実現しないものと見ることもできる。しかし長年の経験から川の性質をつかんでおり、理にかなっている。明治以降現代に繋がる吉野川直流下論の先駆的な歴史資料のひとつである。



覚(鮎喰川堤普請資状)
寛政3(1791)年 木内家文書



芳野川御普請愚考書 冒頭部分
天保12(1841)年 山田家文書

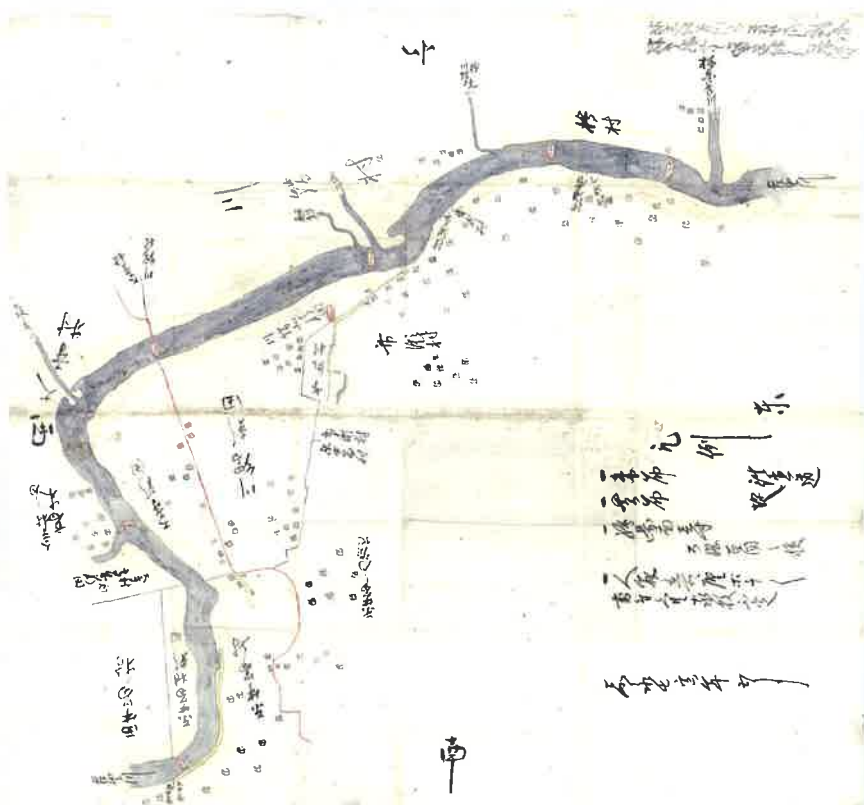
吉野川下流域の絵図



板野郡図(分間図)部分 吉野川流域 (三木文庫所蔵)

板野郡図(分間図)から、吉野川中下流域を拡大した。西は第十堰による分流付近から東は河口まで、南は別宮川から、北の撫養川に至る吉野川下流域の流れをほぼ見ることができ。しかも測量図であるため、川幅や川の屈曲から細かな支流や水路までを正確につかむことができる。

凡例には、文化十二(一八五二)年二月と作成年が書かれており、豊岡新田・富吉新田の干拓は進んでおらず、金岡新田の記載も無い。



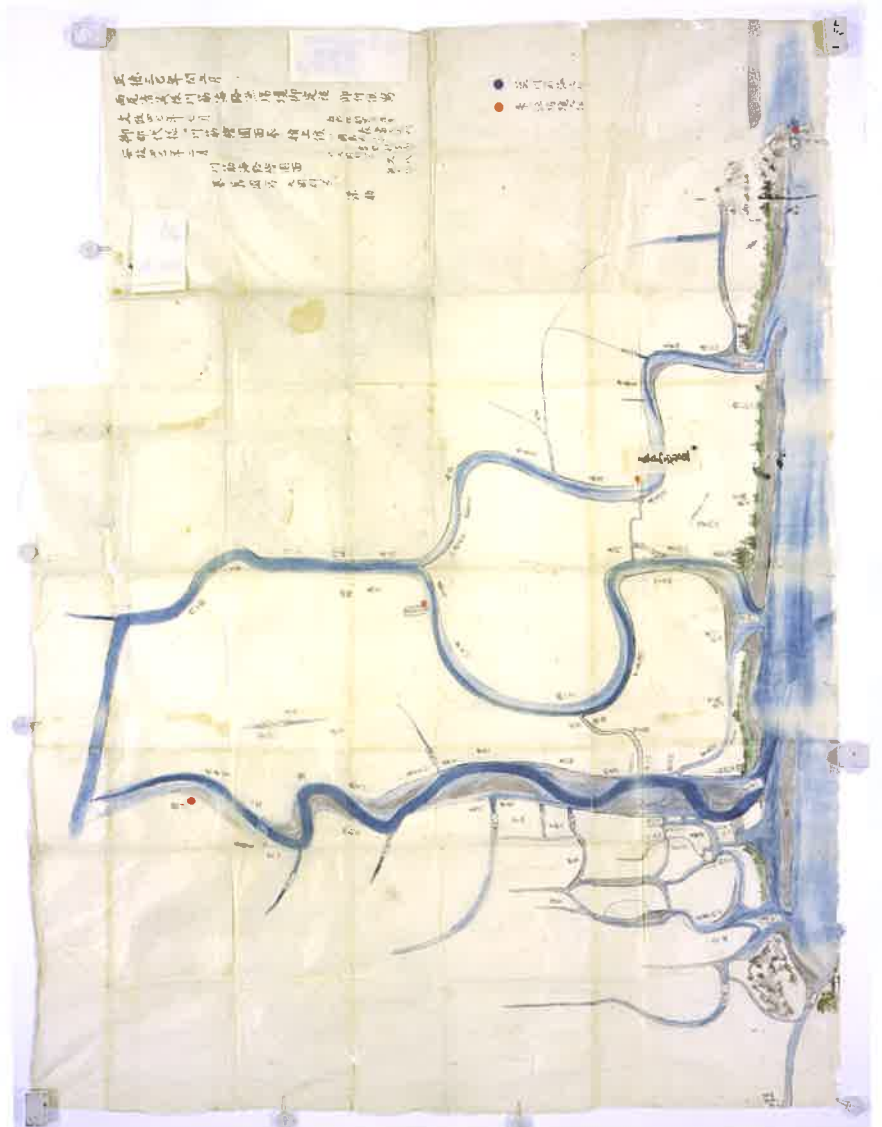
板野郡上分西中富村より同郡下分板東村谷川迄吉野川絵図 (ヤマ二〇四九五)

嘉永七(一八五四)年五月に作成された、吉野川(現旧吉野川)中下流域の絵図。第十堰で北へ分流する吉野川の沿岸について、正確に測量して描いている。堤防や支流との合流、渡し場、東中富村や川端村の新田の様子、道路や家などが細かく書き込まれている。



板野郡内北部吉野川流図
(ヤマニ〇四八五九)

江戸時代後期に書かれた、吉野川(旧吉野川)の河口に近い北東部の流れを描いた絵図。西は、大幸村(以下全て現鳴門市)・長岸村から描き始めて、中喜来村で南北に分流し、南の流れはそのまま里浦の南の広戸口までとなる。北流は大代村で東向きを変え南浜村で撫養川に合流するまでを描いている。川の中の堰や水流の様子などもわかる。



川筋海路絵図面(吉野川)
(カナツ〇〇一六八)

別宮浦森家文書に含まれる。記述から元は正徳三(一七三三)年閏五月西尾清蔵による川筋海路漁場境御定被仰付候写を図面化したものと思われるが、安政期以降の写しである。吉野川下流域の支流が細かく描かれている。吉野川の分流同士を繋ぐ網の目のような水路や堀、特に南部では籠川(勝浦川)までの水路の様子がわかる。また、吉野川河口域での漁場境を記述している。

忘れ去られた小松新田高燈籠

燈籠は船の港への出入りの目印となり、船舶の運輸上非常に重要な役割を果たしている。別宮川(吉野川)支流の一つである新町川河口の南岸に位置する津田港は城下への入り口として重要な港であるが、勢見の金刀比羅神社の大岩の上に立つ石灯籠は津田港への目印として重要な役割を担っていたといわれる。「献燈・御国産藍玉大阪積」と刻銘のある高さ十メートルを超えるこの灯籠は文政十三(一八三〇)年、大坂藍積商人が航海の安全を祈願し寄進したとされ、現在は「とくしま市民遺産」に指定されている。一方、別宮川北岸の小松新田にも目印となる高燈籠があった。「小松新田燈明臺之由来」(『阿波藩民政史料』)によると、天保三(一八三二)年大岡新川の掘り抜きが出来たことにより、参勤交代の航路が津田口から小松新田口へと変更され、また別宮川へ出入する御座船や、商船の利便性のために別宮川河口の小松新田の先端(新田地主荒井幸次郎の敷地)に築かれたとされる。この小松新田高燈籠は、基礎は木製なれと枘組にて五間四方に跨り、高さは凡五丈(約十五m)にして松並より二丈余りも抜き出て「(右同書)と群を抜く大きさであった。同十二(一八四二)年には徳島藩の管理下に変更されている。

今日この高燈籠はなく、関係史料も乏しいためその実態は解らない。しかし、同時代の大坂住吉浜の高燈籠や安治川の高燈籠などの史料より当時の姿を推測することができる。高さは十二間(約二十三m)の住吉浜高燈籠は、火をともし火袋は二間四方、吊るされた鉄製の「燈台」内の器の中へ油を入れ夜になると点灯役の者が点火することが紹介されている。小松新田高燈籠の内部構造はわからないが「同所に永住する金子伝蔵に点燈役を命じ」(『右同書』)と点灯役が存在し作業に従事していたことがわかる。

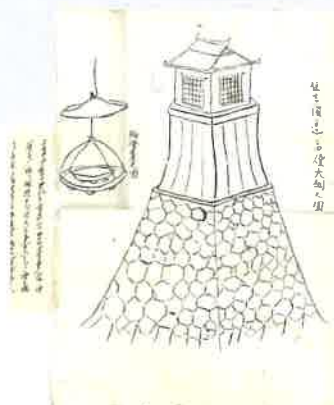
また燈籠の建設及び維持管理は、市郷の豪商や別宮川沿岸の船持などの寄進や課税によりおこなわれている。年代は不詳であるが郡代服部丹蔵から小松新田名主小松幸次郎に出された書状には、高燈籠がある小松新田から遠く離れた、美馬郡内の滞った高燈籠油代を、組頭庄屋がとりまとめ持参したことが記されており、高燈籠の運営維持には組頭庄屋が少なからず関係していることがわかる。さらに(安政元(一八五四)年)閏七月十四日付けの「乍恐奉願上覚」には高燈籠油代は諸郡の油屋がまとめ、小松新田名主小松麻五郎まで届ける事となっているが、近年、油代

が集まらずこのままでは「休燈」しなければならぬといし、早急に救済・対策を郡代手代に願っている。これらのことから高燈籠の維持管理は藩側と村落が一体となり勤めていたことがわかる。

その後、この高燈籠がある別宮川河口沖に「文字洲」ができ、水の流れが大きく変わり船の運輸にも支障を来すこととなり、水路を直線に変更しようとして嘉永三(一八五〇)年より川口へ南から張り出した高洲を、幅百八十間、長さ十町余り掘り切り浚渫する工事が行われた。しかし同年夏の暴風雨により失敗し、更に安政四(一八五七)年の大地震により水路が一段と北流し、航路の利便性もなくなったため、「折々点火せしことありしも自然に廃され燈台も毀損に任せて終に元形を失ひしなり」(『右同書』)と徐々に点火もされなくなり高燈籠の毀損も進み明治六(一八七三)年には廃されたとされる。

尚この高燈籠は明治四十四(一九一)年に着工した別宮川第一期改修工事により河床となり跡形もなく消え去り当時の姿は全く知らないとはできない。しかし明治三十五(一九〇二)年漁業組合設立に際し確定された

専用漁業漁場図に於いては「同(起点)丙 板野郡川内村大字小松新田堤防南角(旧燈籠下)」と漁場確定の起点となっており今も重要な地点となっている。



大坂住吉浜の高燈籠



小松新田高燈籠絵図

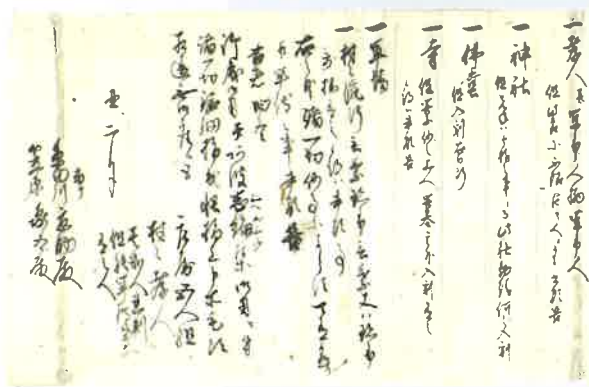


専用漁業漁場図(『川内村史』丙(旧燈籠下))

『阿波志』編集と組頭庄屋

寛政四（七九二）年、徳島藩は藩撰地誌『阿波志』の編纂に着手し、京都在住の徳島藩儒官佐野之憲（山陰）に対して、藩主蜂須賀治昭より編纂御用の命が下された。さらに、藩は編纂事業の基礎データの調査・報告を領内の各村・浦・町に対して命じている。

那賀郡和田島村（現小松島市）庄屋を務めた森家には、組頭庄屋経由で達せられた寛政五年正月の「阿波志編集御用」のための「銘細指出し帳」提出命令が残されている。そこには、田畠・物成（年貢）・家数・人数・牛馬数・村境から村境の町数・城跡・名所旧跡・川・村々小名・名家・孝人と宜人・神社・仏堂・寺・軍場（古戦場）・村々流行言葉や珍しい言葉・歌などが調査項目として挙げられている。なお、この調査は藩主領内巡見のための資料作成も兼ねていたようである。さらに同年の六月には、村々古名・酒株所持者・魚貝海藻類（漁村が対象）・寺院の開基年号や本尊が調査項目に追加されている。

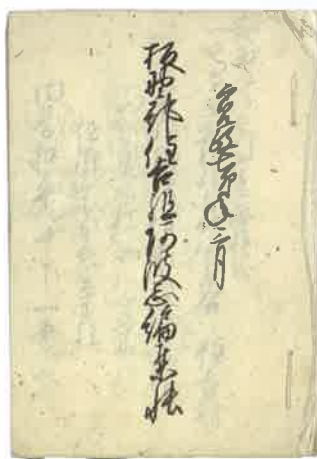


（阿波志編集のための調査・報告命令）

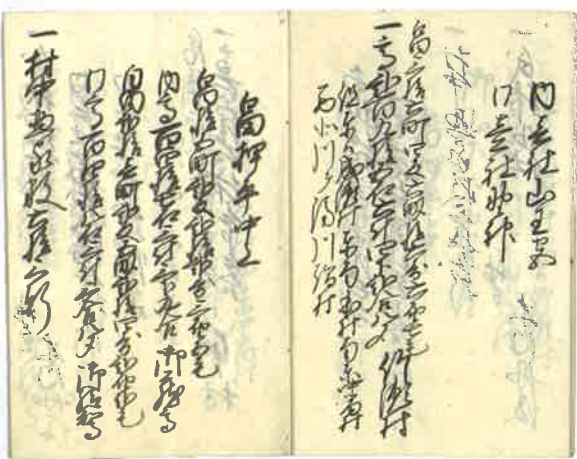


各村から提出された調査報告

板野郡住吉組の組頭庄屋を務める山田家には、組下の各村から「反高村姿共指出帳」「反高神社指出帳」「反高村中家数宮寺隣村名指出帳」などの報告書が次々と提出されている。こうして組頭庄屋のもとに集められた各村浦の情報に組村毎（板野郡は十組）に「阿波志編集」としてまとめられ、寛政六年から翌年にかけて藩



板野郡住吉組阿波志編集帳



に提出されている。この「阿波志編集」には各村の村高・隣接する村名・徳島城下からの距離・農地の平均した等級と田畠の比率・御蔵（藩の直轄地）と給地（藩士等の拝領地）・惣家数・寺（宗派・本寺・本尊・開基年等）・氏神（神主・由来・別当等）・古城・酒株所持者などが書き上げられ、各組毎の集計がされている。このようにして収集された基礎データの他、佐野自身も編纂資料収集のために寛政十（二七九八）年に阿波国内を巡見している。その後、佐野は主に京都において執筆に努め、事業開始から二十三年の時を経た文化十二（一八五）年、総説と城府（徳島城下）及び阿波国十郡を各巻とする全十二巻の『阿波志』を完成させた。

展示資料一覧

No.	表題	年代	資料番号
1. 山田家の吉野川絵図			
1	絵図（板野郡内北部吉野川流図）	近世後期	ヤマ204859
2	板野郡上分西中富村より同郡下分板東村谷川迄吉野川絵図	嘉永7（1854）年	ヤマ204495
3	東中富村北吉野川崩口之絵図	近世後期	ヤマ204496
4	板野郡住吉村絵図（分間図）	文化年間	ヤマ204497
5	（東西中富村河川絵図）	近世後期	イヌフ00935
6	板野郡図（分間図）複製	文化11（1814）年	三木文庫
7	（吉野川川筋・海路絵図）	安政年間	カナツ00168
8	板野郡檜村川縁田畠大綱之絵図	近世後期	ヤマ204865
2. 吉野川治水と「芳野川御普請愚考書」			
9	乍恐口上（名東堤切所仮繕い存知寄せ伺い）	寛政3（1791）年	ヤマ204825
10	覚（鮎喰川堤仮普請褒状）	寛政3（1791）年	キノウ01117
11	鮎喰堤御手伝ふしん（社倉法の運用）	寛政5（1793）年	ヤマ204823
12	芳野川御普請愚考書	天保12（1841）年	ヤマ204493
13	申上ル覚（西分村吉野川川除普請の件報告）	寛政4（1792）年	ヤマ202402
3. 吉野川川口の高灯籠			
14	一其口高灯籠（美馬郡滞納油代の一部組頭庄屋取都め受取書持参の件）	近世後期	ハン302549
15	鈴江西角ヨリ小松新田東高灯籠迄間数絵図面壹枚	安政2（1855）年	カナツ01946
16	住吉浜辺高大綱之図	近世後期	ヤマ21504
17	乍恐奉願上覚（別宮川口燈灯籠油代の件）	近世後期	ハン200124
4. 藩選地誌「阿波志」の編集			
18	別紙之通申来（阿波志編集項目調査の件）	寛政5（1793）年	モリ300200-1
19	西貞方村寺院指出帳	寛政5（1793）年	ヤマ203121
20	板野郡奥野村惣家数反高寺社指出帳（控）	寛政5（1793）年	ヤマ200817
21	板野郡笠木村反高村姿共指出帳（控）	寛政5（1793）年	ヤマ200124
22	板野郡住吉組阿波志編集帳（控）	寛政7（1795）年	ヤマ203248
23	阿波志編集 板野郡十冊之内 林崎組三（控）	寛政5（1793）年	ヤマ203244
5. 藩の対外対応と山田家			
24	平島又太郎様御退去一件	文化2（1805）年	ヤマ200076
25	近藤吉兵衛外1名（書簡・平島公方退去の報知）	文化2（1805）年	ヤマ201230
26	神善四郎千木秤為改罷越候二付諸郡与頭庄屋立会存寄書并郡中取調方申談跡書	嘉永6（1853）年	ヤマ200101
6. 組頭庄屋の仕事			
27	申上覚（大坂渡海船の儀組頭庄屋存寄書）	文政2（1819）年	ヤマ201034
28	御尋二付申上覚（大坂渡海船の件六ヶ浦問答書）	文政2（1819）年	ヤマ201037
29	申上覚（公事出入数多に付存寄書）	近世後期	ヤマ200534
7. 住吉村の御鷹場			
30	板野郡住吉村御鷹野場萱野絵図	享和元（1801）年	ヤマ200255-1
31	乍恐願奉覚（年貢成り地を御鷹野場所に居え願）	近世中期	ヤマ201295

※資料保存のため展示品の一部を替えることがあります。

担当職員によるやさしい展示解説

日時:11月3日(水・祝)・12月5日(日)・1月14日(金)
午後1時30分から
会場:文書館2階講座室・展示室

第63回企画展「住吉村組頭庄屋山田家と吉野川」 令和3年10月26日発行

編集・発行 ● 徳島県立文書館
〒770-8070 徳島市八万町向寺山
電話 088-668-3700

印刷 ● (協)徳島印刷センター
〒770-8056 徳島市問屋町165番地
電話 088-625-0135